

障害児通所支援の無償化に係る事業者向けQ & A (確定版)

項番	質問	回答	更新日
1	令和元年10月から無償化の対象とする場合、利用者が手続きを行う必要はありますか。 また、例年4月に新たに無償化対象となる児童が発生しますが、これらについて、手続きを行う必要はありますか。	いずれも手続きは必要ありません。	R1.7
2	新たに無償化の対象となる場合、又は無償化の対象外となる場合、通知や新しい受給者証は、利用者にと送られてきますか。	通知や受給者証は送付いたしません。無償化対象の児童かどうかは、受給者証記載の生年月日により、ご確認ください。 なお、利用者から送付希望がある場合は、個別に送付いたします。	R1.7
3	無償化の対象であることが記載された受給者証は、いつ利用者にと送られてきますか。	支給決定の更新時に送付いたします。なお、更新前であっても、利用者から送付希望がある場合は、個別に送付いたします。	R1.7
4	収入や就労状況など、無償化の対象とならない条件はありますか。	年齢以外の要件はなく、収入や就労の状況に関わらず、無償化の対象となります。	R1.7
5	無償化の対象となった場合、世帯の課税状況に関わらず、負担上限月額が0円となりますか。	従前どおり、世帯の課税状況等に基づいた負担上限月額が設定されます。なお、負担上限月額の記載に関わらず、利用者負担は発生しません。(第3子多子軽減対象児童と同様の取扱い)	R1.7
6	無償化の対象児童が、多子軽減の対象でもある場合、そのどちらについても受給者証に記載されますか。	無償化、多子軽減のどちらも記載されます。なお、無償化の対象である場合、多子軽減の記載有無に関わらず、利用者負担は発生しません。	R1.7
7	おやつ代や教材費は無償化されますか。	おやつ代など、これまで実費負担していた費用は、無償化の対象外です。	R1.7
8	医療型児童発達支援の医療費も無償化されますか。	医療型児童発達支援は、福祉部分のみが無償化され、医療費は無償化の対象外です。	R1.7
9	無償化の対象児童について、上限額管理を行う必要はありますか。	利用者負担が発生しないことから、上限額管理を行う必要はありません。なお、無償化の対象となる以前に、上限額管理を行っていた場合は、必要に応じて、上限額管理に係る終了の届出を行ってください。	R1.7
10	措置により障害児通所支援を利用する場合も、年齢の要件を満たせば、無償化の対象となりますか。	無償化の対象となります。なお、里親等に委託されている児童については、従前から無償であるため、特段の変更はありません。	R1.7
11	無償化対象児童について、請求する場合は、利用者負担をどのように設定して請求すればよいですか。	請求明細書の「利用者負担額②」を0円と設定して、請求してください(第3子多子軽減と同様)。 なお、請求ソフトの具体的な設定方法は、国保中央会電子請求ヘルプデスクや、請求ソフトの作成会社にお問い合わせください。※ヘルプデスクへの問い合わせは、10月中旬以降に可能になるものと思われます	R1.7
12	無償化対象児童について、無償化であることを設定せずに、利用者負担がある内容で電子請求した場合、どうなりますか。	無償化対象児童であるにも関わらず、利用者負担がある内容で電子請求をした場合は、国民健康保険団体連合会のチェックによりエラーが発生します。仮審査を活用するなどして、誤りが無いように確認するようお願いいたします。	R1.7